

箱根町若者世帯住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の人口増加及び住民の定住促進により活力あるまちづくりを推進するため、町内に住宅を取得した若者世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅の取得　自己の居住の用に供するために、町内に住宅を新築又は購入し、当該住宅の所有権登記を行うことをいう。
- (2) 定住　10年以上居住する意思を持って、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に居住し、かつ、当該住宅の所在地を住民票の住所とし、生活実態があることをいう。

(対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 居住を目的とした玄関、居室、便所、台所及び風呂を備え、当該居住を目的とした部分の延床面積が50m²以上のもの
- (2) 平成28年10月1日以降に所有権登記がされているもの
- (3) 取得対価を伴うもの

(対象世帯)

第4条 補助の対象となる者は、住宅の取得日（ただし、新築等において建築確認が必要なものについては、建築基準法（昭和25年法律第54号）の規定による確認済証の交付日とみなす。）において、いずれも40歳未満の世帯（夫婦若しくは箱根町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定によりパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を受けた者同士若しくは本町とパートナーシップ宣誓制度に係る相互利用に関する協定を締結している自治体から本町に転入した者で、当該自治体の首長に同要綱第9条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届に相当する書類を提出した者同士（子がいる場合は、その子を含む。）、母子又は父子で構成されるものに限る。）又は同一世帯に小学生未満の子どもがいる世帯（親子二世代で構成されるものに限る。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 箱根町内に住宅を取得した者で、当該住宅に定住していること。

- (2) 定住する世帯員が町税等を滞納していないこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、取得に要した費用の総額（土地の取得費及び設計費を含む。）の10分の1に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の受けようとする者は、住宅の取得日から起算して6箇月以内に箱根町若者世帯住宅取得補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書等、取得対価の分かる書類の写し
- (2) 建築基準法に規定する確認済証の写し（確認申請を伴うものに限る。）
- (3) 世帯員全員の住民票（続柄が記載されたもの）
- (4) 箱根町パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱第6条第1項の規定によりパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を受けた者にあっては、当該パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードの写し
- (5) 本町とパートナーシップ宣誓制度に係る相互利用に関する協定を締結している自治体から本町に転入した者で、当該自治体の首長に箱根町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届に相当する書類を提出した者にあっては、当該自治体が交付した同要綱第6条第1項に規定する受領証等に相当する書類の写し
- (6) 補助の対象となる住宅の所有者が分かる登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (7) 世帯員全員の納税証明書または非課税証明書
- (8) 居住用面積が明らかになる図面
- (9) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行いその適否を決定し、箱根町若者世帯住宅取得補助金交付決定通知書（第2号様式）又は箱根町若者世帯住宅取得補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知をするものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、箱根町若者世帯

住宅取得補助金請求書（第4号様式）により町長に補助金を請求するものとする。

（交付の取消し及び返還）

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。